

Title	ブラジルにおける集団的利益保護のための民間消費者団体の一例 : IDEC (ブラジル消費者保護協会)
Sub Title	An example of a consumer organization for protection of its collective interests in Brazil : IDEC (Instituto Brasileiro de Defesa do Consumidor)
Author	オーハラ, ツヨシ(Ōhara, Tsuyoshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2019
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.92, No.8 (2019. 8) ,p.1- 7
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集 ブラジルにおける集団訴訟制度を通じた消費者被害救済と抑止手法の現況 (二・完)
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20190828-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特集 ブラジルにおける集団訴訟制度を通じた消費者被害救済と抑止手法の現況（二・完）

ブラジルにおける集団的利益保護のための

民間消費者団体の一例

—— I D E C（ブラジル消費者保護協会） ——

ツヨシ・オーハラ

- 一 はじめに
- 二 集団訴訟の原告適格を認められる民間団体
- 三 ブラジルの消費関係システムにおける民間団体の位置づけ
- 四 ブラジル消費者保護協会（I D E C）
- 五 結論

一 はじめに

このたび、専門家ではありませんが、ブラジルの消費者保護システムにおける民間団体（association）の現状、および、その代表的一例について少し述べる機会を与えていただいたことを感謝いたします。

二 集団訴訟の原告適格を認められる民間団体

ご存知のとおり、ブラジルでは、集団訴訟を起こすための適格当事者は、法律で定められています⁽¹⁾。このことについては、先に講演された先生方が十分説明されたので、繰り返す必要はありませんが、原告適格を有する公的機関の数が、検察庁をはじめとして圧倒的に多いことが注目されます。民間側には、アソシエーションだけが適格主体となっています。

アソシエーションとは、日本の法律で言うところの社団法人です。集団訴訟を起こす適格団体として認められるためには、第一に、法人として登録されていること、第二に、登録から一年以上経っていること、そして第三に、定款上の事業目的に保護せんとする集団的法益が掲げられていること、が要件となっています⁽²⁾。例外として、社会的に重大な被害あるいは法益の場合、裁判所は、事前登録の要件を免除することができます⁽³⁾。これらの要件を具備すれば、提訴する際に総会を開いて会員の許可を受ける必要はありません⁽⁴⁾。

三 ブラジルの消費関係システムにおける民間団体の位置づけ

一九九〇年の消費者保護法典は、消費関係の国家政策を定めて、消費者保護制度を設置しました⁽⁴⁾。法務省がそれを指揮しています⁽⁵⁾。

この体制ができてからというものの、政府からの奨励や啓蒙運動によって、消費者保護団体が各地で組織されました⁽⁶⁾。

しかし、現実的には、どの団体もが活発な活動をしているとは言えません。その多くは、活動範囲が地域的な

もので、経済力がとほしく、集団訴訟を起こしてそれを継続させる人材も資金もないのが現状です。

その反面、検察庁は非常に活発な働きを展開しています。特にその集団訴訟に関して、アレンハールト先生は先ほどのスピーチの中で、二〇〇二年から二〇〇六年の間に、サンパウロ州で、検察庁から提起された公共民事訴訟の数は約一二、二〇〇件で、他の原告適格機関によるものは、一、九〇〇件であったとおっしゃいました。これは、八六%対一四%の割合です。

その格差の原因はともかくとして、原告適格を有する民間団体の活動は、満足できるものではないと評価されています。

四 ブラジル消費者保護協会 (I D E C)

そのような状況の中で、ブラジル消費者保護協会 (Instituto Brasileiro de Defesa do Consumidor: IDEC) は、⁽⁷⁾多様にして積極的な活動を行っており、消費者保護団体として高く評価されています。

IDECは、一九八七年、すなわち、一九九〇年に公布された消費者保護法典の三年前に設立された民間団体です。現在の会員数は、約一万人です。職員の数はわずか五〇名ですが、今まで行ってきた事業には非常に意義深いものがあります。概略的に次のような活動を挙げることができます。⁽⁸⁾

① 一般市民の指導

消費関係に関する知識、関連法規の内容、裁判所の判決例などについての啓蒙運動。⁽⁹⁾

② 消費者教育

講演会、キャンペーン、パンフレット、インターネットなどによって、消費者としての権利を意識させる活動。⁽¹⁰⁾

③ 食品の品質検査

牛乳、チーズ、肉類、食油、水、米、豆類などの品質検査、解析結果の提示。⁽¹¹⁾

④ 消費者保護運動

食品のラベルにおける成分や遺伝子組み換え原料の含有に関する情報欠如による不当表示、電話料金の不当値上げ、交通機関の遅延、銀行約款や保険約款の不当条項に対する抗議活動。⁽¹²⁾

⑤ 集団訴訟

健康保険料の不当値上げ、貯蓄預金の利子不足差額、電話料金の不当値上げ、電話サービスの使用範囲制限、誤解を招く宣伝広告、発癌性物質を含有する家畜飼料等の問題に対する集団訴訟。

⑥ 会員を代理しての個別訴訟

⑦ 機関誌の発行（二カ月に一回）

集団訴訟は、判決執行の事件も含めて、上記の様々な分野で一七六件の訴訟を起こしています。個別訴訟は、全部を合わせると、会員五千人を代理して行っているという事です。

IDECは、支部を持たず、サンパウロ市内の本部で、弁護士、経済専門家、技師、事務員などによるスタッフで活動しています。特に技術的な分析に関してはエンジニアを雇っており、また、商品の品質検査などは、大学の実験室と提携して行っているとのことです。⁽¹³⁾

五 結論

一般的に見れば、原告適格を有する民間消費者団体の消費者保護活動は、期待されているレベルに到達してはいえませんが、しかし、I D E C に関して言えば、消費者保護の分野で多様な活動を積極的に行っている、原告適格を有する民間消費者団体としての役割を十分に果たしていると思います。

(1) 消費者保護法典八二条本文で、原告適格として、検察庁(一号)、連邦政府、州、市町村及び連邦直轄区(二号)、連邦政府、州、市町村及び連邦区(三号)、及び、少なくとも一年以上前に合法的に設立された団体であって、その目的が本法典が定める利益及び権利の保護を含むもの(四号)が定められている。三号はプロコンを想定しており、四号がI D E Cなどの民間消費者団体を想定している。

(2) 消費者保護法典八二条一項では、「損害の規模若しくは特徴、又は、保護されるべき法的利益の重要性により示された(evidenciado) 明白な(manifesto) 社会的利益が存するような場合には、九一条以下に規定された訴訟において、裁判官は、事前設立(pre-constituído)の要件を免除することができる」と定められている。九一条以下に規定された訴訟とは、同種個別的利益保護のための訴訟のことである。

(3) 消費者保護法典八二条四号では、「少なくとも一年以上前に合法的に設立された団体であって、その目的が本法典が定める利益及び権利の保護を含むもの。ただし、(訴訟提起にあたり) 当該団体の総会決議による承認は不要である」と定められている。

(4) 消費者保護法典一〇五条では、「連邦、州、連邦直轄区及び市町村の組織並びに消費者保護の民間団体は、国家消費者保護システム(Sistema Nacional de Defesa do Consumidor: SNDC)を構成する」と定める。

(5) 消費者保護法典一〇六条本文では、「法務省(MJ)の国家経済法局(Secretaria Nacional de Direito Econômico)の国家消費者保護部局(Departamento Nacional de Defesa do Consumidor) 又は、それに代わるような連邦組織は、国家消費者保護システム(Sistema Nacional de Defesa do Consumidor)の政策協力機関であり、

- 次のことを行うことができる」と定め、一号から一三号で具体的な活動内容を列挙している。このうち、一〇号、一号、一二号については大統領拒否権が発動し死文化している。
- (6) 消費者保護法典一〇六条九号では、法務省の消費者保護部局の具体的活動内容の一つとして、「公衆による消費者保護団体、また、州及び市町村の公的機関による消費者保護団体の設立を、資金的援助及び他の特別プログラムを含め、促進すること」と定める。
- (7) <http://www.idec.org.br/>
- (8) 消費者保護法典一〇五条で定める「国家消費者保護システム」の構成メンバーとして民間団体が含まれており、当該国家消費者保護システムは三カ月に一度の割合で情報交換の機会を設けている。そして、同法典一〇六条本文では、法務省所轄の消費者保護部局が、国家消費者保護システムの政策協力機関であるとされている。このストラクチャーの下で、同法典一〇六条に列挙されている法務省消費者保護部局の具体的な活動内容は、ローカルのレベルにおいては、国家消費者保護システムの構成メンバーによって実現されるものとなっている。
- (9) 消費者保護法典一〇六条三号では、「消費者の権利及び保障について永続的指導を与えること」と定める。
- (10) 消費者保護法典一〇六条四号では、「様々な伝達手段を通じて消費者に情報を与え、意識向上を先導し、また動機づけること」と定める。
- (11) 消費者保護法典一〇六条八号では、「連邦政府、州、連邦直轄区及び市町村の組織及び団体の協力を要請すること、また、製品及び役務の代金、供給、数量及び安全性の検査を支援すること」と定める。
- (12) 消費者保護法典一〇六条二号では、「代表団体、公法人又は私法人により提示された相談、告発又は提案を受領し、分析し、評価しまた善導すること」と定める。
- (13) 消費者保護法典一〇六条補項では、「それらの目的の達成のため、国家消費者保護部局 (Departamento Nacional de Defesa do Consumidor) は、著名な科学技術的専門性を有する機関又は団体の協力を要請することができる」と定める。

(訳注 前田美千代)

〔付記〕 本研究は二〇一六年度慶應義塾大学学事振興資金（共同研究）「ブラジルにおける消費者被害救済のための制度的な金銭支払制度の研究」、JSPS科研費 JP16H03574, JP25870721, JP21730092, JP18K01224 の助成を受けたものです。